

6 文科初第 1 7 9 0 号

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱の改正について（通知）

今般、別添のとおり、「公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱」（令和 4 年 1 2 月 1 2 日付け 4 文科初第 1 6 9 1 号）を改正しましたので通知します。

また、各都道府県教育委員会におかれましては、本件について速やかに域内市区町村（政令指定都市を含む）の教育委員会に対しても周知いただきますよう御願いたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局
学校情報基盤・教材課
庶務・助成係

TEL : 03-6734-2658・2050・3147

E-mail : giga@mext.go.jp

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱

4 文科初第 1 6 9 1 号

令和 4 年 1 2 月 1 2 日

文 部 科 学 大 臣 決 定

令和 6 年 1 月 9 日 一部改正

令和 6 年 1 2 月 1 9 日 一部改正

(通則)

第 1 条 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、次の号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う場合、別表の補助対象校において情報機器を活用するための支援体制を整備するために必要とする経費を地方公共団体に対して補助することにより、もって多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で実現させることを目的とする。

- (1) G I G A スクール運営支援センター整備事業
- (2) 都道府県事務事業
- (3) ネットワークアセスメント実施促進事業
- (4) G I G A スクール構想支援体制整備事業

(交付の対象及び算定割合)

第 3 条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別表の補助事業者の欄に掲げる者とする。
- 3 補助対象校は、別表の補助対象校の欄に掲げる学校とする。
- 4 補助事業に係る補助対象経費及び補助率は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請については、補助事業者は、大臣に対し、交付申請書（別記様式1－1～3）に必要な書類を添付して提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者が市（東京都の特別区を含む。以下同じ。）町村（市町村の組合及び広域連合を含む。以下同じ。）であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。

3 前項の場合において、当該申請が都道府県教育委員会に到達してから文部科学省に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

（交付の決定）

第5条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書（別記様式2－1～3）により速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

2 前項の場合において、交付の申請をした者が市町村であるときは、交付の決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を都道府県教育委員会が交付の申請をした者に通知するものとする。

3 交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

（申請の取下げ）

第6条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、大臣に申請取下書（別記様式3－1～3）を提出しなければならない。

3 前項の場合において、前条の通知を受けた者が市町村であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。

（経費の効率的使用等）

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（交付の決定の内容の変更）

第8条 補助事業者が交付の決定の内容を変更しようとする場合には、大臣に内容変更承認申請書（別記様式4－1～3）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業ごとの交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。

- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。
- 3 大臣は、第1項の承認をしたときは、速やかにその変更の内容を補助事業者へに通知（別記様式5－1～3）するものとする。
- 4 第1項の承認をした場合において、補助事業者が市町村であるときは、変更の内容及び条件を附したときはその条件を、都道府県教育委員会が補助事業者へに通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

- 第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止（廃止）承認申請書（別記様式6－1～3）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。
 - 3 大臣は、第1項の承認をしたときは、速やかにその内容を補助事業者へに通知（別記様式7－1～3）するものとする。
 - 4 第1項の承認をした場合において、補助事業者が市町村であるときは、速やかにその内容を都道府県教育委員会が補助事業者へに通知するものとする。

（事業の遅延の届出）

- 第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に事業遅延報告書（別記様式8－1～3）を提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、第8条第2項の規定を準用するものとする。

（状況報告）

- 第11条 補助事業者は、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書（別記様式9－1～3）を提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、第8条第2項の規定を準用するものとする。

（事業の遂行等の命令）

- 第12条 大臣は、補助事業が交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 大臣は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の遂行の一時

停止を命ずることができる。

- 3 前二項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会が行うものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日（第9条により事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は事業が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、大臣に事業完了実績報告書（別記様式10-1～3）を提出するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに補助金の交付の決定をした日の属する国の会計年度が終了した場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付し、当該年度の翌会計年度の4月30日までに年度終了実績報告書（別記様式11-1～3）を大臣に提出しなければならない。
- 3 前二項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会に提出するものとする。
- 4 前三項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（別記様式12-1～3）するものとする。

- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会が交付すべき補助金の額を確定し、市町村に通知するものとする。
- 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付（以下「過大交付」という。）されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会が返還を命ずるものとする。
- 5 第3項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で大臣が別に定める日以内とすることができる。
- 6 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、返還期限は都道府県教育委員会から返還命令のなされた日から20日以内とする。ただし、市町

村が、この期限により難い場合には、補助金の額の確定の通知の日から 90 日以内で都道府県教育委員会が別に定める日以内とすることができる。

- 7 前二項の場合において、返還期限内に納付がない場合は、未納に係る期間に応じ、その未納付額につき、年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 15 条 補助金の支払は、原則として前条第 1 項及び第 2 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 22 条及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条第 4 号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書を官署支出官都道府県会計管理者に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 16 条 大臣は、第 13 条の規定に基づき報告を受けた事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会が行うものとする。

(交付決定の取消等)

第 17 条 大臣は、第 9 条に規定する補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部の取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定により交付の決定の取消又は変更を行ったときは、速やかに補助事業者に通知（別記様式 13-1～3）するものとする。

- 3 大臣は、第 1 項の規定により交付の決定の取消を行った場合において、既に

当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 4 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第3項に基づく補助金の返還については、第14条第5項及び第7項（第5項ただし書きを除く。）の規定を準用する。

（立入検査等）

- 第18条 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は文部科学省職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは第16条第2項の規定を準用するものとする。

（財産の管理等）

- 第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

- 第20条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、財産処分申請書を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
 - 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

（補助金の経理）

- 第21条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確

に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金調書)

第22条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(別記様式14)を作成しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第23条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省又は都道府県教育委員会(以下「大臣等」という。)に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第24条 大臣等は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、都道府県教育委員会又は補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣等は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱に関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月12日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

第2条 この要綱の施行前に、改正前の要綱に基づき交付された補助金については、なお、従前の例による。

附 則

第1条 この要綱は、令和6年12月19日から施行する。

第2条 この要綱の施行前に、改正前の要綱に基づき交付された補助金については、なお、従前の例による。

別表

補助事業名	補助事業者	補助対象校	補助対象経費	補助率
G I G A スクール 運営支援 センター 整備事業	・都道府 県 ・市町村	・公立 及び 私立 の小学校、 中学校、義務 教育学校、高 等学校、中等 教育学校及 び特別支援 学校	・ICT運用支援（ヘル プデスクの運営及びサ ポート対応、ネットワ ークのトラブル対応、 ICT人材の確保及び 育成）などを行うため の体制整備に要する経 費（人件費、謝金、旅 費、委託料、備品購入 費、消耗品費、印刷製 本費、通信運搬費、雑 役務費等）で大臣が認 める経費	・1／3 ・算出された総 額（補助事業 者単位）に千 円未満の端数 が生じた場合 には、これを 切り捨てるも のとする。
都道府県 事務事業	都道府県	—	・都道府県が域内の補助 事業の適正なる執行を はかるために必要な事 務に要する経費（人件 費、旅費、報酬費、役 務費、委託料、使用料 及び賃借料、消耗品 費、備品費等）で大臣 が認める経費	・定額補助とす る。 ・算出された総 額に千円未満 の端数が生じ た場合には、 これを切り捨 てるものとし る。
ネットワ ークアセ スメント 実施促進 事業	・都道府 県 ・市町村	・公立 及び 私立 の小学校、 中学校、義務 教育学校、高 等学校、中等 教育学校及 び特別支援 学校	・ネットワークのアセス メント（付随する応急 対応含む）に要する経 費（人件費、謝金、旅 費、委託料、備品購入 費、消耗品費、印刷製 本費、通信運搬費、雑 役務費等）で大臣が認 める経費	・1／3 ・補助基準額は 実施校1校当 たり1,000千円と する。 ・算出された総 額（補助事業

		務 教 育 学 校、高 等 学 校、中 等 教 育 学 校 及 特 別 支 援 学 校	役務費等) で大臣が認 める経費	者単位) に千 円未満の端数 が生じた場合 には、これを 切り捨てるも のとする。
G I G A スクール 構想支援 体制整備 事業	・都道府 県 ・市町村	・公 立 の 小 学 校、 中 学 校、義 務 教 育 学 校、高 等 学 校、中 等 教 育 学 校 及 特 別 支 援 学 校	・学校の通信ネットワー ク速度の改善（ネット ワークアセスメントの 実施、ネットワークア セスメントの結果を踏 まえたネットワーク環 境の改善) のために要 する経費（人件費、謝 金、旅費、委託料、備 品購入費、消耗品費、 印刷製本費、通信運搬 費、雑役務費等) で大 臣が認める経費 ・次世代校務D X環境の 全国的な整備（都道府 県域での共同調達を前 提とした次世代校務D X環境の整備、都道府 県域での共同調達を前 提とした次世代校務D X環境の整備に向けた 準備) のために要する 経費（人件費、謝金、 旅費、委託料、備品購 入費、消耗品費、印刷 製本費、通信運搬費、 雑役務費等) で大臣が	・ 1 / 3 ・学校の通信ネ ットワーク速 度の改善、次 世代校務D X 環境の全国的 な整備、学校 D Xのための 基盤構築の事 業単位で千円 未満の端数が 生じた場合 は、これを切 り捨てるもの とする。な お、②につい ては、「都道 府県域での共 同調達を前提 とした次世代 校務D X環境 の整備 」と 「都道府県域 での共同調達 を前提とした 次世代校務D X環境の整備

			認める経費 ・学校D Xのための基盤構築のために要する経費（人件費、謝金、旅費、委託料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費等）で大臣が認める経費	に向けた準備」それぞれのメニューごとに千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
--	--	--	---	--

(別記様式 1－1 交付申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の住所
地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(G I G Aスクール運営支援センター整備事業等)
交付申請書

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金に係る事業について、令和 年 月 日付け
文科初第 号により内定を受けたところであり、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金
交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第4条第1項の規定に
基づき、添付様式を添えて交付を申請します。

記

交付申請額 _____ 千円

(内訳)

GIGAスクール運営支援センター整備事業 交付申請額 _____ 千円
ネットワークアセスメント実施促進事業 交付申請額 _____ 千円

(注) 交付申請額は、それぞれ千円未満を切り捨てて記入すること。

交付申請書添付様式に必要事項を記入し、交付申請書に添付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 1－2 交付申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の住所
地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(都道府県事務事業)交付申請書

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金に係る事業について、令和 年 月 日付け
文科初第 号により内定を受けたところであり、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金
交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第4条第1項の規定に
基づき、添付様式を添えて交付を申請します。

記

交付申請額 _____ 千円

(注) 交付申請額は、千円未満を切り捨てて記入すること。

交付申請書添付様式に必要事項を記入し、交付申請書に添付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 1 - 3 交付申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の住所
地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(G I G Aスクール構想支援体制整備事業)
交付申請書

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金に係る事業について、令和 年 月 日付け
文科初第 号により内定を受けたところであり、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金
交付要綱(4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定)第4条第1項の規定に
基づき、添付様式を添えて交付を申請します。

記

1 交付申請額 _____ 千円

2 内訳 (単位：千円)

事業名		交付申請額(内訳)
G I G Aスクール構想支援体制整備事業		
①	学校の通信ネットワーク速度の改善	
②	次世代校務D X環境の全国的な整備	
③	学校D Xのための基盤構築	

(注) 交付申請額は、それぞれ千円未満を切り捨てて記入すること。
交付申請書添付様式に必要事項を記入し、交付申請書に添付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 2 - 1 交付決定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(G I G Aスクール運営支援センター整備事業等)
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金については、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱(4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額

(単位：千円)

交付決定額	
(内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業	
ネットワークアセスメント実施促進事業	

2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。

3 実績報告については、交付要綱第 1 3 条によるものとする。

4 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から 3 0 日以内とする。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 2 - 2 交付決定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(都道府県事務事業)
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金については、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額

(単位：千円)

交付決定額

2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。

3 実績報告については、交付要綱第 1 3 条によるものとする。

4 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から 3 0 日以内とする。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 2 - 3 交付決定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(G I G Aスクール構想支援体制整備事業)
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金については、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱(4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 千円

2 内訳 (単位：千円)

事業名		交付決定額 (内訳)
G I G Aスクール構想支援体制整備事業		
①	学校の通信ネットワーク速度の改善	
②	次世代校務D X環境の全国的な整備	
③	学校D Xのための基盤構築	

3 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。

4 実績報告については、交付要綱第 1 3 条によるものとする。

5 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から 3 0 日以内とする。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 3 - 1 申請取下書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(G I G Aスクール運営支援センター整備事業等)申請
取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の実施について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱(4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定)第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり取り下げたいので、申請します。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取り下げる事由

(注) 交付申請書の写しを添付すること。

担当課:
担当者:
電話番号:
メールアドレス:

(別記様式3－2 申請取下書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(都道府県事務事業)申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の実施について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり取り下げたいので、申請します。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取り下げる事由

(注) 交付申請書の写しを添付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式3－3 申請取下書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(GIGAスクール構想支援体制整備事業)申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の実施について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり取り下げたいので、申請します。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取り下げる事由

(注) 交付申請書の写しを添付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 4 - 1 内容変更承認申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の住所
地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G Aスクール運営支援センター整備事業等）
交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた公立学校情報機器活用
支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第
1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり内
容を変更したいので、承認してくださるよう申請します。

記

- | | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 既交付決定額 | 千円 |
| | (内訳) GIGAスクール運営支援センター整備事業 | 千円 |
| | ネットワークアセスメント実施促進事業 | 千円 |
| 2 | 変更後の交付額 | 千円 |
| | (内訳) GIGAスクール運営支援センター整備事業 | 千円 |
| | ネットワークアセスメント実施促進事業 | 千円 |
| 3 | 変更増減額 | 千円 |
| | (内訳) GIGAスクール運営支援センター整備事業 | 千円 |
| | ネットワークアセスメント実施促進事業 | 千円 |
| 4 | 変更の事由 | |

(注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式4-2 内容変更承認申請書)

番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

地方公共団体の住所
地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業）
交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた公立学校情報機器活用
支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（４文科初第
１６９１号令和４年１２月１２日文科科学大臣決定）第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり内
容を変更したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- | | | | |
|---|---------|-------|----|
| 1 | 既交付決定額 | _____ | 千円 |
| 2 | 変更後の交付額 | _____ | 千円 |
| 3 | 変更増減額 | _____ | 千円 |
| 4 | 変更の事由 | | |

(注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

担当課:
担当者:
電話番号:
メールアドレス:

(別記様式4－3 内容変更承認申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の住所
地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール構想支援体制整備事業）
交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文科科学大臣決定）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり内容を変更したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1 変更後交付額 _____ 千円

2 内訳

(単位：千円)

事業名	既交付決定額	変更後交付額	変更増減額
GIGAスクール構想支援体制整備事業			
① 学校の通信ネットワーク速度の改善			
② 次世代校務DX環境の全国的な整備			
③ 学校DXのための基盤構築			

3 変更の事由

(注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 5 - 1 内容変更承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G Aスクール運営支援センター整備事業等）
交付決定内容変更承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金については、下記のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 8 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 変更後交付決定額	千円
（内訳）GIGAスクール運営支援センター整備事業	千円
ネットワークアセスメント実施促進事業	千円

既交付決定額	千円
（内訳）GIGAスクール運営支援センター整備事業	千円
ネットワークアセスメント実施促進事業	千円

変更増減額	千円
（内訳）GIGAスクール運営支援センター整備事業	千円
ネットワークアセスメント実施促進事業	千円

2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、内容変更承認申請書記載のとおりとする。

3 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 5 - 2 内容変更承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業）
交付決定内容変更承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金については、下記のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（４文科初第１６９１号令和４年１２月１２日文部科学大臣決定）第８条第２項の規定に基づき通知します。

記

1 変更後交付決定額	<u> </u> 千円
既交付決定額	<u> </u> 千円
変更増減額	<u> </u> 千円

- 2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、内容変更承認申請書記載のとおりとする。
- 3 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 5 - 3 内容変更承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G Aスクール構想支援体制整備事業）
交付決定内容変更承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金については、下記のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 変更後交付決定額 _____ 千円

2 内訳

(単位：千円)

事業名	既交付決定額	変更後交付決定額	変更増減額
G I G Aスクール構想支援体制整備事業			
① 学校の通信ネットワーク速度の改善			
② 次世代校務D X環境の全国的な整備			
③ 学校D Xのための基盤構築			

3 この交付決定の対象となる事業、その内容については、内容変更承認申請書記載のとおりとする。

4 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 6－1 事業中止（廃止）承認申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G Aスクール運営支援センター整備事業等）
事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた公立学校情報機器活用
支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第
1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記の事由によ
り事業を中止（廃止）したいので、承認してくださるよう申請します。

記

1 交付決定額	千円
（内訳）GIGAスクール運営支援センター整備事業	千円
ネットワークアセスメント実施促進事業	千円

2 中止（廃止）の事由

(注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 6-2 事業中止 (廃止) 承認申請書)

番 号
 年 月 日

文部科学大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業）
事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（４文科初第 1691 号令和 4 年 12 月 12 日文科科学大臣決定）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記の事由により事業を中止（廃止）したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1 交付決定額 千円

2 中止（廃止）の事由

(注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

担当課:
担当者:
電話番号:
メールアドレス:

(別記様式6-3 事業中止(廃止)承認申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール構想支援体制整備事業）
事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第9条第1項の規定に基づき、下記の事由により事業を中止（廃止）したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1 交付決定額 _____ 千円

2 内訳

(単位：千円)

事業名		交付決定額（内訳）
GIGAスクール構想支援体制整備事業		
① 学校の通信ネットワーク速度の改善		
② 次世代校務DX環境の全国的な整備		
③ 学校DXのための基盤構築		

3 中止（廃止）の事由

(注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 7-1 事業中止（廃止）承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール運営支援センター整備事業等）
事業中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金事業の中止（廃止）に係る申請については、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第9条第2項の規定に基づき承認したので通知します。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 7-2 事業中止（廃止）承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業）
事業中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金事業の中止（廃止）に係る申請については、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第9条第2項の規定に基づき承認したので通知します。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 7-3 事業中止（廃止）承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール構想支援体制整備事業）
事業中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金事業の中止（廃止）に係る申請については、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第9条第2項の規定に基づき承認したので通知します。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 8 - 1 事業遅延報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G Aスクール運営支援センター整備事業等）
事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた事業について、予定の期間内に事業の完了ができなくなりましたので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

交付決定額	遅延の理由	当初 完了予定 年 月 日	見直し後 完了予定 年 月 日

(注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 8－2 事業遅延報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業）
事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた事業について、予定の期間内に事業の完了ができなくなりましたので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

交付決定額	遅延の理由	当初 完了予定 年 月 日	見直し後 完了予定 年 月 日

(注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 8－3 事業遅延報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G A スクール構想支援体制整備事業）
事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた事業について、予定の期間内に事業の完了ができなくなりましたので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

交付決定額	遅延の理由	当初 完了予定 年 月 日	見直し後 完了予定 年 月 日

(注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 9－1 状況報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G Aスクール運営支援センター整備事業等）状況
報告書

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（４文科初第１６９１号令和４年１２月１
２日文部科学大臣決定）第１１条第１項の規定に基づき、下記のとおり補助事業の状況を報告しま
す。

記

連携自治体数						
連携自治体名						
実施済業務						
実施予定業務						
事業所箇所数						

(注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 9－2 状況報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業）状況報告書

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（４文科初第１６９１号令和４年１２月１２日文部科学大臣決定）第１１条第１項の規定に基づき、下記のとおり補助事業の状況を報告します。

記

実施済業務	
実施予定業務	

(注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 9 - 3 状況報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G Aスクール構想支援体制整備事業）状況報告書

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助事業の状況を報告します。

記

実施済業務	
実施予定業務	

(注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 10-1 事業完了実績報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 又 は
都 道 府 県 教 育 委 員 会 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール運営支援センター整備事業等）
事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け 文科初第 号において公立学校情報機器活用支援体制整備
費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付
要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第13条第1項の規定に基づ
き、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1	交付決定額	千円
	(内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業	千円
	ネットワークアセスメント実施促進事業	千円
2	確定額	千円
	(内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業	千円
	ネットワークアセスメント実施促進事業	千円
	(交付決定額のうち、不用額	千円
	(内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業	千円
	ネットワークアセスメント実施促進事業	千円)

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 10-2 事業完了実績報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業）
事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け 文科初第 号において公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第13条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 _____ 千円

2 確定額 _____ 千円

(交付決定額のうち、不用額 _____ 千円)

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 10-3 事業完了実績報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 又 は
都 道 府 県 教 育 委 員 会 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール構想支援体制整備事業）
事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け 文科初第 号において公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第13条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 確定額 _____ 千円

2 内訳

(単位：千円)

事業名	交付決定額	確定額	不用額
GIGAスクール構想支援体制整備事業			
① 学校の通信ネットワーク速度の改善			
② 次世代校務DX環境の全国的な整備			
③ 学校DXのための基盤構築			

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 1 1 - 1 年度終了実績報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 又 は
都 道 府 県 教 育 委 員 会 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G A スクール運営支援センター整備事業等）
年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け 文科初第 号において公立学校情報機器活用支援体制整備
費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付
要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 3 条第 2 項の規定に基づ
き、関係書類を添えて報告します。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 11-2 年度終了実績報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業）
年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け 文科初第 号において公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第13条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 1 1 - 3 年度終了実績報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 又 は
都 道 府 県 教 育 委 員 会 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G A スクール構想支援体制整備事業）
年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け 文科初第 号において公立学校情報機器活用支援体制整備
費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付
要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 3 条第 2 項の規定に基づ
き、関係書類を添えて報告します。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 1 2 - 1 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G Aスクール運営支援センター整備事業等）
交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 文科初第 号により交付決定された公立学校情報機器活用
支援体制整備費補助金の交付対象事業に係る交付額について、公立学校情報機器活用支援体制整備費
補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 4 条第 1 項の
規定に基づき、金 千円に確定したので通知します。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 1 2 - 2 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業）
交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 文科初第 号により交付決定された公立学校情報機器活用
支援体制整備費補助金の交付対象事業に係る交付額について、公立学校情報機器活用支援体制整備費
補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 4 条第 1 項の
規定に基づき、金 千円に確定したので通知します。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 12-3 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール構想支援体制整備事業）
交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 文科初第 号により交付決定された公立学校情報機器活用
支援体制整備費補助金の交付対象事業に係る交付額について、公立学校情報機器活用支援体制整備費
補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第14条第1項の
規定に基づき、金 千円に確定したので通知します。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 13-1 交付決定取消(変更)通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール運営支援センター整備事業等）
交付決定取消（変更）通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定を取り消す（変更する）こととしたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1	取消（変更）金額	千円
	(内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業	千円
	ネットワークアセスメント実施促進事業	千円
	取消（変更）後の金額	千円
	(内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業	千円
	ネットワークアセスメント実施促進事業	千円
	取消（変更）前の金額	千円
	(内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業	千円
	ネットワークアセスメント実施促進事業	千円

2 交付決定取消（変更）の理由

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 13-2 交付決定取消(変更)通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(都道府県事務事業)
交付決定取消(変更)通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱(4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定)第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定を取り消す(変更する)こととしたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 取消(変更)金額	_____ 千円
取消(変更)後の金額	_____ 千円
取消(変更)前の金額	_____ 千円

2 交付決定取消(変更)の理由

担当課:
担当者:
電話番号:
メールアドレス:

(別記様式 13-3 交付決定取消(変更)通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール構想支援体制整備事業）
交付決定取消（変更）通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定を取り消す（変更する）こととしたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 取消（変更後）金額 _____ 千円

2 内訳

(単位:千円)

事業名	取消（変更前） 金額	取消（変更後） 後金額	取消（変更） 金額
GIGAスクール構想支援体制整備事業			
① 学校の通信ネットワーク速度の改善			
② 次世代校務DX環境の全国的な整備			
③ 学校DXのための基盤構築			

3 交付決定取消（変更）の理由

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

(別記様式 1 4)

年度公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金調書

年度
文部科学省所管一般会計

(地方公共団体名)

[illegible]

国			地 方 公 共 団 体								備 考
歳出予算科目	交付決定 の額	補助率	歳 入			歳 出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補 助	支出済額	うち国庫補 助	
<内訳> 都道府県事務事業 G I G Aスクール構想 支援体制整備事業											
① 学校の通信ネ ットワーク速 度の改善											
② 次世代校務D X環境の全国 的な整備											
③ 学校DXのため の基盤構築											

(注) 1 「歳入科目」及び「歳出科目」の欄は、地方公共団体の予算書及び決算書における当該補助金の計上科目を記入すること。

2 当該補助金に係る「額の確定」を受けたときは、備考欄に確定額を記入すること。

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱改正新旧対照表

（赤字部分は改正部分）

改正後	改正前
公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱
4 文科初第 1 6 9 1 号 令和 4 年 1 2 月 1 2 日 文 部 科 学 大 臣 決 定	4 文科初第 1 6 9 1 号 令和 4 年 1 2 月 1 2 日 文 部 科 学 大 臣 決 定
令和 6 年 1 月 9 日 一部改正 <u>令和 6 年 1 2 月 1 9 日 一部改正</u>	令和 6 年 1 月 9 日 一部改正
第 1 条 （略）	第 1 条 （略）
（交付の目的）	（交付の目的）
第 2 条 この補助金は、次の号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う場合、別表の補助対象校において情報機器を活用するための支援体制を整備するために必要とする経費を地方公共団体に対して補助することにより、もって多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で実現させることを目的とする。	第 2 条 この補助金は、次の号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う場合、別表の補助対象校において情報機器を活用するための支援体制を整備するために必要とする経費を地方公共団体に対して補助することにより、もって多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で実現させることを目的とする。
（1）（2）（3）（略） <u>（4）G I G A スクール構想支援体制整備事業</u>	（1）（2）（3）（略）
（交付の対象及び算定割合）	（交付の対象及び算定割合）
第 3 条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。	第 3 条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。） <u>は</u> 、別表の補助事業者の欄に掲げる者とする。	2 補助事業を行う者 <u>は</u> （以下「補助事業者」という。）、別表の補助事業者の欄に掲げる者とする。
3 補助対象校は、別表の補助対象校の欄に掲げる学校とする。	3 補助対象校は、別表の補助対象校の欄に掲げる学校とする。
4 補助事業に係る補助対象経費及び補助率は、別表に定めるところによる。	4 補助事業に係る補助対象経費及び補助率は、別表に定めるところによる。
（交付の申請）	（交付の申請）
第 4 条 補助金の交付の申請については、補助事業者は、大臣に対し、交付申請書（別記様式 1－1～ <u>3</u> ）に必要な書類を添付して提出するものとする。	第 4 条 補助金の交付の申請については、補助事業者は、大臣に対し、交付申請書（別記様式 1－1～2）に必要な書類を添付して提出するものとする。
2 補助金の交付を受けようとする者が市（東京都の特別区を含む。以下同じ。）町村（市町	2 補助金の交付を受けようとする者が市（東京都の特別区を含む。以下同じ。）町村（市町

村の組合及び広域連合を含む。以下同じ。）であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。 3 前項の場合において、当該申請が都道府県教育委員会に到達してから文部科学省に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。 （交付の決定） 第5条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書（別記様式2－1～3）により速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。 2 前項の場合において、交付の申請をした者が市町村であるときは、交付の決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を都道府県教育委員会が交付の申請をした者に通知するものとする。 3 交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。 （申請の取下げ） 第6条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。 2 前項の取下げをしようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、大臣に申請取下書（別記様式3－1～3）を提出しなければならない。 3 前項の場合において、前条の通知を受けた者が市町村であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。 （経費の効率的使用等） 第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。 （交付の決定の内容の変更） 第8条 補助事業者が交付の決定の内容を変更しようとする場合には、大臣に内容変更承認申請書（別記様式4－1～3）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業ごとの交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。 <u>2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。</u> <u>3 大臣は、第1項の承認をしたときは、速やかにその変更の内容を補助事業者に通知（別記様式5－1～3）するものとする。</u>	村の組合及び広域連合を含む。以下同じ。）であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。 3 前項の場合において、当該申請が都道府県教育委員会に到達してから文部科学省に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。 （交付の決定） 第5条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書（別記様式2－1～2）により速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。 2 前項の場合において、交付の申請をした者が市町村であるときは、交付の決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を都道府県教育委員会が交付の申請をした者に通知するものとする。 3 交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。 （申請の取下げ） 第6条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。 2 前項の取下げをしようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、大臣に申請取下書（別記様式3－1～2）を提出しなければならない。 3 前項の場合において、前条の通知を受けた者が市町村であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。 （経費の効率的使用等） 第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に附さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に附することが困難又は不適當である場合は、指名競争に附し、又は随意契約をすることができる。 （交付の決定の内容の変更） 第8条 補助事業者が交付の決定の内容を変更しようとする場合には、大臣に内容変更承認申請書（別記様式4－1～2）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業ごとの交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。 2 大臣は、前項の承認をしたときは、速やかにその変更の内容を補助事業者に通知（別記様式5－1～2）するものとする。 3 前二項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。
--	--

4 第1項の承認をした場合において、補助事業者が市町村であるときは、変更の内容及び条件を附したときはその条件を、都道府県教育委員会が補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止(廃止)承認申請書(別記様式6-1～3)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会を経由するものとする。

3 大臣は、第1項の承認をしたときは、速やかにその内容を補助事業者へ通知(別記様式7-1～3)するものとする。

4 第1項の承認をした場合において、補助事業者が市町村であるときは、速やかにその内容を都道府県教育委員会が補助事業者へ通知するものとする。

(事業の遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に事業遅延報告書(別記様式8-1～3)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、第8条第2項の規定を準用するものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書(別記様式9-1～3)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、第8条第2項の規定を準用するものとする。

第12条 (略)

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日(第9条により事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は事業が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、大臣に事業完了実績報告書(別記様式10-1～3)を提出するものとする。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに補助金の交付の決定をした日の属する国の会計年度が終了した場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付し、当該年度の翌会計年度の4月30日までに年度終了実績報告書(別記様式11-1～3)

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止(廃止)承認申請書(別記様式6-1～2)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 大臣は、前項の承認をしたときは、速やかにその内容を補助事業者へ通知(別記様式7-1～2)するものとする。

3 前二項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、前条第3項の規定を準用するものとする。

(事業の遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、大臣に事業遅延報告書(別記様式8-1～2)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、第8条第3項の規定を準用するものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書(別記様式9-1～2)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、第8条第3項の規定を準用するものとする。

第12条 (略)

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日(第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は事業が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、大臣に事業完了実績報告書(別記様式10-1～2)を提出するものとする。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに補助金の交付の決定をした日の属する国の会計年度が終了した場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付し、当該年度の翌会計年度の4月30日までに年度終了実績報告書(別記様式11-1～2)を大臣に提出しなければならない。

3 前二項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会に提出

を大臣に提出しなければならない。 3 前二項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会に提出するものとする。 4 前三項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。 （補助金の額の確定等） 第14条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知（別記様式12－1～3）するものとする。 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会が交付すべき補助金の額を確定し、市町村に通知するものとする。 3 大臣は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付（以下「過大交付」という。）されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。 4 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会が返還を命ずるものとする。 5 第3項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、<u>補助事業者</u>の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で大臣が別に定める日以内とすることができる。 6 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、返還期限は都道府県教育委員会から返還命令のなされた日から20日以内とする。ただし、市町村が、この期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で都道府県教育委員会が別に定める日以内とすることができる。 7 前二項の場合において、返還期限内に納付がない場合は、未納に係る期間に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。 （補助金の支払） 第15条 補助金の支払は、原則として前条第1項及び第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。 <u>2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書を官</u>	するものとする。 4 前三項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。 （補助金の額の確定等） 第14条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知（別記様式12－1～2）するものとする。 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会が交付すべき補助金の額を確定し、市町村に通知するものとする。 3 大臣は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付（以下「過大交付」という。）されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。 4 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、都道府県教育委員会が返還を命ずるものとする。 5 第3項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、地方公共団体の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で大臣が別に定める日以内とすることができる。 6 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、返還期限は都道府県教育委員会から返還命令のなされた日から20日以内とする。ただし、市町村が、この期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で都道府県教育委員会が別に定める日以内とすることができる。 7 前二項の場合において、返還期限内に納付がない場合は、未納に係る期間に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。 （補助金の支払） 第15条 補助金の支払は、原則として前条第1項及び第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。
---	--

<u>署支出官都道府県会計管理者に提出しなければならない。</u> 第16条（略） （交付決定の取消等） 第17条 大臣は、第9条に規定する補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部の取り消し、又は変更することができる。 （1） 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合 （2） 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合 （3） 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合 （4） 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合 2 大臣は、前項の規定により交付の決定の取消又は変更を行ったときは、速やかに補助事業者へ通知（別記様式13-1～<u>3</u>）するものとする。 3 大臣は、第1項の規定により交付の決定の取消を行った場合に<u>において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、</u>交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 4 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。 5 第3項に基づく補助金の返還については、第14条第5項及び第7項（第5項ただし書きを除く。）の規定を準用する。 第18条～第24条（略） （その他） 第25条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱に関し必要な事項は、その都度<u>別に</u>定めるものとする。 附 則 この要綱は、令和4年12月12日から施行する。 附 則 第1条 この要綱は、令和6年1月9日から施行する。	第16条（略） （交付決定の取消等） 第17条 大臣は、第9条に規定する補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部の取り消し、又は変更することができる。 （1） 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合 （2） 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合 （3） 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合 （4） 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合 2 大臣は、前項の規定により交付の決定の取消又は変更を行ったときは、速やかに補助事業者へ通知（別記様式13-1～2）するものとする。 3 大臣は、第1項の規定により交付の決定の取消を行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 4 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。 5 第3項に基づく補助金の返還については、第14条第5項及び第7項（第5項ただし書きを除く。）の規定を準用する。 第18条～第24条（略） （その他） 第25条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱に関し必要な事項は、その都度大臣が定めるものとする。 附 則 この要綱は、令和4年12月12日から施行する。 附 則 第1条 この要綱は、令和6年1月9日から施行する。 第2条 この要綱の施行前に、改正前の要綱に基づき交付された補助金については、なお、従前の例による。
--	---

第2条 この要綱の施行前に、改正前の要綱に基づき交付された補助金については、なお、従前の例による。

附 則

第1条 この要綱は、令和6年12月19日から施行する。

第2条 この要綱の施行前に、改正前の要綱に基づき交付された補助金については、なお、従前の例による。

別表

補助事業名	補助事業者	補助対象校	補助対象経費	補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
GIGAスクール構想支援体制整備事業	・都道府県 ・市町村	・公立の小 学校、中 学校、義 務教育学 校、高等 学校、中 等教育学 校及び特 別支援学 校	・学校の通信ネットワーク速度の改善（ネットワークアセスメントの実施、ネットワークアセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善）のために要する経費（人件費、謝金、旅費、委託料、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費等）で大臣が認める経費 ・次世代校務DX環境の全国的な整備（都道府県域での共同調達を前提とした次世代校務DX環境の整備、都道府県域での共同調達を前提とした次世代校務DX環境の整備に向けた準備）のために要する経費（人件費、謝金、旅費、委託料、備品購入費、消耗品費、印刷製本	・1／3 ・学校の通信ネットワーク速度の改善、次世代校務DX環境の全国的な整備、学校DXのための基盤構築の事業単位で千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 なお、②については、「都道府県域での共同調達を前提とした次世代校務DX環境の整備」と「都道府県域での共同調達を前

別表

補助事業名	補助事業者	補助対象校	補助対象経費	補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

			費、通信運搬費、雑役務費等）で大臣が認める経費 ・学校D Xのための基盤構築のために要する経費（人件費、謝金、旅費、委託料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費等）で大臣が認める経費	提とした次世代校務D X環境の整備に向けた準備 」それぞれのメニューごとに千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。		
--	--	--	---	---	--	--

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前
(別記様式 1－1 交付申請書) 番号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 殿 地方公共団体の住所 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(GIGAスクール運営支援センター整備事業等) 交付申請書 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金に係る事業について、令和 年 月 日付け 文科初第 号により内定を受けたところであり、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交 付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 4 条第 1 項の規定に基づ き、添付様式を添えて交付を申請します。 記 交付申請額 千円 (内訳) GIGAスクール運営支援センター整備事業 交付申請額 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 交付申請額 千円 (注) 交付申請額は、それぞれ千円未満を切り捨てて記入すること。 交付申請書添付様式に必要事項を記入し、交付申請書に添付すること。 担当課: 担当者: 電話番号: メールアドレス: (別記様式 1－1 交付申請書) 番号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 殿 地方公共団体の住所 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(都道府県事務事業除く)交付申請書 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金に係る事業について、令和 年 月 日付け 文科初第 号により内定を受けたところであり、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交 付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 4 条第 1 項の規定に基づ き、添付様式を添えて交付を申請します。 記 交付申請額 千円 (内訳) GIGAスクール運営支援センター整備事業 交付申請額 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 交付申請額 千円 (注) 交付申請額は、それぞれ千円未満を切り捨てて記入すること。 交付申請書添付様式に必要事項を記入し、交付申請書に添付すること。 担当課: 担当者: 電話番号: メールアドレス:	

改正後（赤字部分は改正部分）		改正前										
(別記様式1－2 交付申請書) (略)		(別記様式1－2 交付申請書) (略)										
(別記様式1－3 交付申請書)												
番号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 殿 地方公共団体の住所 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(G I G Aスクール構想支援体制整備事業) 交付申請書 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金に係る事業について、令和 年 月 日付け 文科初第 号により内定を受けたところであり、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 交付要綱（4文科初第1691号令と4年12月12日文部科学大臣決定）第4条第1項の規定に 基づき、添付様式を添えて交付を申請します。 記 1 交付申請額 千円 2 内訳 (単位：千円) <table><thead><tr><th>事業名</th><th>交付申請額（内訳）</th></tr></thead><tbody><tr><td>G I G Aスクール構想支援体制整備事業</td><td></td></tr><tr><td>① 学校の通信ネットワーク速度の改善</td><td></td></tr><tr><td>② 次世代校務D X環境の全国的な整備</td><td></td></tr><tr><td>③ 学校D Xのための基盤構築</td><td></td></tr></tbody></table> (注) 交付申請額は、それぞれ千円未満を切り捨てて記入すること。 交付申請書添付様式に必要事項を記入し、交付申請書に添付すること。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：		事業名	交付申請額（内訳）	G I G Aスクール構想支援体制整備事業		① 学校の通信ネットワーク速度の改善		② 次世代校務D X環境の全国的な整備		③ 学校D Xのための基盤構築		
事業名	交付申請額（内訳）											
G I G Aスクール構想支援体制整備事業												
① 学校の通信ネットワーク速度の改善												
② 次世代校務D X環境の全国的な整備												
③ 学校D Xのための基盤構築												

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前												
(別記様式2－1 交付決定通知書) 番号 年 月 日 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿 文 部 科 学 大 臣 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(<u>GIGAスクール運営支援センター整備事業等</u>) 交付決定通知書 令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金については、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。 記 1 交付決定額 (単位：千円) <table><tr><td>交付決定額</td><td></td></tr><tr><td>(内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業</td><td></td></tr><tr><td>ネットワークアセスメント実施促進事業</td><td></td></tr></table> 2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。 3 実績報告については、交付要綱第13条によるものとする。 4 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	交付決定額		(内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業		ネットワークアセスメント実施促進事業		(別記様式2－1 交付決定通知書) 番号 年 月 日 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿 文 部 科 学 大 臣 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(都道府県事務事業除く)交付決定通知書 令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金については、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。 記 1 交付決定額 (単位：千円) <table><tr><td>交付決定額</td><td></td></tr><tr><td>(内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業</td><td></td></tr><tr><td>ネットワークアセスメント実施促進事業</td><td></td></tr></table> 2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。 3 実績報告については、交付要綱第13条によるものとする。 4 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	交付決定額		(内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業		ネットワークアセスメント実施促進事業	
交付決定額													
(内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業													
ネットワークアセスメント実施促進事業													
交付決定額													
(内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業													
ネットワークアセスメント実施促進事業													

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前										
(別記様式 2－2 交付決定通知書) (略)	(別記様式 2－2 交付決定通知書) (略)										
(別記様式 2－3 交付決定通知書)											
番 号 年 月 日 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿 文 部 科 学 大 臣 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(G I G Aスクール構想支援体制整備事業) 交付決定通知書 令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金については、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文科科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。 記 1 交付決定額 千円 2 内訳 (単位：千円) <table><thead><tr><th>事業名</th><th>交付決定額（内訳）</th></tr></thead><tbody><tr><td>G I G Aスクール構想支援体制整備事業</td><td></td></tr><tr><td>① 学校の通信ネットワーク速度の改善</td><td></td></tr><tr><td>② 次世代校務D X環境の全国的な整備</td><td></td></tr><tr><td>③ 学校D Xのための基盤構築</td><td></td></tr></tbody></table> 3 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。 4 実績報告については、交付要綱第 1 3 条によるものとする。 5 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から 3 0 日以内とする。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	事業名	交付決定額（内訳）	G I G Aスクール構想支援体制整備事業		① 学校の通信ネットワーク速度の改善		② 次世代校務D X環境の全国的な整備		③ 学校D Xのための基盤構築		
事業名	交付決定額（内訳）										
G I G Aスクール構想支援体制整備事業											
① 学校の通信ネットワーク速度の改善											
② 次世代校務D X環境の全国的な整備											
③ 学校D Xのための基盤構築											

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前
(別記様式 3 - 1 申請取下書) 番号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(GIGAスクール運営支援センター整備事業等)申請取下書 令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の実施について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり取り下げたいので、申請します。 記 1 申請を行った年月日 令和 年 月 日 2 申請を取り下げる事由 (注) 交付申請書の写しを添付すること。 担当課: 担当者: 電話番号: メールアドレス:	(別記様式 3 - 1 申請取下書) 番号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(都道府県事務事業除く)申請取下書 令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の実施について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり取り下げたいので、申請します。 記 1 申請を行った年月日 令和 年 月 日 2 申請を取り下げる事由 (注) 交付申請書の写しを添付すること。 担当課: 担当者: 電話番号: メールアドレス:

改正後（赤字部分は改正部分）		改正前
(別記様式 3－2 申請取下書 略)		(別記様式 3－2 申請取下書 略)
(別記様式 3－3 申請取下書)		
番 号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金(G I G Aスクール構想支援体制整備事業) 申請取下書 令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の実施について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり取り下げた いので、申請します。 記 1 申請を行った年月日 令和 年 月 日 2 申請を取り下げる事由 (注) 交付申請書の写しを添付すること。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：		

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前
(別記様式 4－1 内容変更承認申請書) 番号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 殿 地方公共団体の住所 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール運営支援センター整備事業等） 交付決定内容変更承認申請書 令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり内容を変更したいので、承認して下さるよう申請します。 記 1 既交付決定額 千円 (内訳) GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 2 変更後の交付額 千円 (内訳) GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 3 変更増減額 千円 (内訳) GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 4 変更の事由 (注) 交付決定通知書の写しを添付すること。 担当課: 担当者: 電話番号: メールアドレス:	(別記様式 4－1 内容変更承認申請書) 番号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 殿 地方公共団体の住所 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業除く）交付決定内容変更承認申請書 令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり内容を変更したいので、承認して下さるよう申請します。 記 1 既交付決定額 千円 (内訳) GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 2 変更後の交付額 千円 (内訳) GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 3 変更増減額 千円 (内訳) GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 4 変更の事由 (注) 交付決定通知書の写しを添付すること。 担当課: 担当者: 電話番号: メールアドレス:

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前																				
(別記様式4－2 内容変更承認申請書) (略)	(別記様式4－2 内容変更承認申請書) (略)																				
(別記様式4－3 内容変更承認申請書)																					
番号 年月日 文部科学大臣 殿 地方公共団体の住所 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール構想支援体制整備事業） 交付決定内容変更承認申請書 令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり内容を変更したいので、承認して下さるよう申請します。 記 1 変更後交付額 千円 2 内訳 (単位：千円) <table><thead><tr><th>事業名</th><th>既交付決定額</th><th>変更後交付額</th><th>変更増減額</th></tr></thead><tbody><tr><td>GIGAスクール構想支援体制整備事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>① 学校の通信ネットワーク速度の改善</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>② 次世代校務DX環境の全国的な整備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>③ 学校DXのための基盤構築</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 3 変更の事由 (注) 交付決定通知書の写しを添付すること。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	事業名	既交付決定額	変更後交付額	変更増減額	GIGAスクール構想支援体制整備事業				① 学校の通信ネットワーク速度の改善				② 次世代校務DX環境の全国的な整備				③ 学校DXのための基盤構築				
事業名	既交付決定額	変更後交付額	変更増減額																		
GIGAスクール構想支援体制整備事業																					
① 学校の通信ネットワーク速度の改善																					
② 次世代校務DX環境の全国的な整備																					
③ 学校DXのための基盤構築																					

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前
(別記様式 5－1 内容変更承認通知書) 番号 年 月 日 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿 文 部 科 学 大 臣 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール運営支援センター整備事業等） 交付決定内容変更承認通知書 令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金については、下記のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 8 条第 2 項の規定に基づき通知します。 記 1 変更後交付決定額 千円 (内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 既交付決定額 千円 (内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 変更増減額 千円 (内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、内容変更承認申請書記載のとおりとする。 3 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。 担当課: 担当者: 電話番号: メールアドレス:	(別記様式 5－1 内容変更承認通知書) 番号 年 月 日 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿 文 部 科 学 大 臣 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業除く）交付決定内容変更承認通知書 令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金については、下記のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 8 条第 2 項の規定に基づき通知します。 記 1 変更後交付決定額 千円 (内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 既交付決定額 千円 (内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 変更増減額 千円 (内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、内容変更承認申請書記載のとおりとする。 3 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。 担当課: 担当者: 電話番号: メールアドレス:

改正後（赤字部分は改正部分）

改正前

(別記様式5－2 内容変更承認通知書) (略)

(別記様式5－2 内容変更承認通知書) (略)

(別記様式5－3 内容変更承認通知書)

番 号

年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール構想支援体制整備事業）
交付決定内容変更承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金については、下記のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 変更後交付決定額 千円

2 内訳

(単位：千円)

事業名	既交付決定額	変更後交付決定額	変更増減額
GIGAスクール構想支援体制整備事業			
① 学校の通信ネットワーク速度の改善			
② 次世代校務DX環境の全国的な整備			
③ 学校DXのための基盤構築			

3 この交付決定の対象となる事業、その内容については、内容変更承認申請書記載のとおりとする。

4 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

担当課：
担当者：
電話番号：
メールアドレス：

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前
(別記様式6－1 事業中止（廃止）承認申請書)	(別記様式6－1 事業中止（廃止）承認申請書)
番号 年月日 文部科学大臣 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール運営支援センター整備事業等） 事業中止（廃止）承認申請書 令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第9条第1項の規定に基づき、下記の事由により事業を中止（廃止）したいので、承認して下さるよう申請します。 記 1 交付決定額 (内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業 ネットワークアセスメント実施促進事業 2 中止（廃止）の事由 (注) 交付決定通知書の写しを添付すること。 担当課: 担当者: 電話番号: メールアドレス:	番号 年月日 文部科学大臣 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業除く）事業中止（廃止）承認申請書 令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第9条第1項の規定に基づき、下記の事由により事業を中止（廃止）したいので、承認して下さるよう申請します。 記 1 交付決定額 (内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業 ネットワークアセスメント実施促進事業 2 中止（廃止）の事由 (注) 交付決定通知書の写しを添付すること。 担当課: 担当者: 電話番号: メールアドレス:

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前															
(別記様式6－2 事業中止（廃止）承認申請書）（略）	(別記様式6－2 事業中止（廃止）承認申請書）（略）															
(別記様式6－3 事業中止（廃止）承認申請書）（略）																
番号 年月日 文部科学大臣 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール構想支援体制整備事業） 事業中止（廃止）承認申請書 令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第9条第1項の規定に基づき、下記の事由により事業を中止（廃止）したいので、承認して下さるよう申請します。 記 1 交付決定額 千円 2 内訳 (単位：千円) <table><thead><tr><th colspan="2">事業名</th><th>交付決定額（内訳）</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">GIGAスクール構想支援体制整備事業</td><td></td></tr><tr><td>①</td><td>学校の通信ネットワーク速度の改善</td><td></td></tr><tr><td>②</td><td>次世代校務DX環境の全国的な整備</td><td></td></tr><tr><td>③</td><td>学校DXのための基盤構築</td><td></td></tr></tbody></table> 3 中止（廃止）の事由 (注) 交付決定通知書の写しを添付すること。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	事業名		交付決定額（内訳）	GIGAスクール構想支援体制整備事業			①	学校の通信ネットワーク速度の改善		②	次世代校務DX環境の全国的な整備		③	学校DXのための基盤構築		
事業名		交付決定額（内訳）														
GIGAスクール構想支援体制整備事業																
①	学校の通信ネットワーク速度の改善															
②	次世代校務DX環境の全国的な整備															
③	学校DXのための基盤構築															

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前
(別記様式 7－1 事業中止（廃止）承認通知書) 番号 年 月 日 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿 文 部 科 学 大 臣 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（<u>GIGAスクール運営支援センター整備事業等</u>） 事業中止（廃止）承認通知書 令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金事業の中止（廃止）に係る申請については、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第9条第2項の規定に基づき承認したので通知します。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	(別記様式 7－1 事業中止（廃止）承認通知書) 番号 年 月 日 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿 文 部 科 学 大 臣 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（<u>都道府県事務事業除く</u>）事業中止（廃止）承認通知書 令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金事業の中止（廃止）に係る申請については、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第9条第2項の規定に基づき承認したので通知します。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：

改正後（赤字部分は改正部分）		改正前	
(別記様式 7－2 事業中止（廃止）承認通知書）（略）		(別記様式 7－2 事業中止（廃止）承認通知書）（略）	
(別記様式 7－3 事業中止（廃止）承認通知書)			
番号 年 月 日 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿 文 部 科 学 大 臣 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G Aスクール構想支援体制整備事業） 事業中止（廃止）承認通知書 令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金事業の中止（廃止）に係る申請については、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第9条第2項の規定に基づき承認したので通知します。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：			

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前																																						
(別記様式 8－1 事業遅延報告書) 番号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（<u>GIGAスクール運営支援センター整備事業等</u>） 事業遅延報告書 令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた事業について、予定の期間内に事業の完了ができなくなりましたので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文科科学大臣決定）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記 <table><thead><tr><th>交付決定額</th><th>遅延の理由</th><th>当初 完了予定 年 月 日</th><th>見直し後 完了予定 年 月 日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	交付決定額	遅延の理由	当初 完了予定 年 月 日	見直し後 完了予定 年 月 日					(別記様式 8－1 事業遅延報告書) 番号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業除く）事業遅延報告書 令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた事業について、予定の期間内に事業の完了ができなくなりましたので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文科科学大臣決定）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記 <table><thead><tr><th><u>自治体名</u></th><th>交付決定額</th><th>遅延の理由</th><th>当初 完了予定 年 月 日</th><th>見直し後 完了予定 年 月 日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	<u>自治体名</u>	交付決定額	遅延の理由	当初 完了予定 年 月 日	見直し後 完了予定 年 月 日																									
交付決定額	遅延の理由	当初 完了予定 年 月 日	見直し後 完了予定 年 月 日																																				
<u>自治体名</u>	交付決定額	遅延の理由	当初 完了予定 年 月 日	見直し後 完了予定 年 月 日																																			

改正後（赤字部分は改正部分）		改正前																																							
(別記様式 8－2　事業遅延報告書)		(別記様式 8－2　事業遅延報告書)（略）																																							
番号 年　月　日 文 部 科 学 大 臣 　 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業） 事業遅延報告書 令和　　年　　月　　日付け　文科初第　　号で交付の決定を受けた事業について、予定の期間内に事業の完了ができなくなりましたので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記 <table><tr><th>交付決定額</th><th>遅延の理由</th><th>当初 完了予定 年　月　日</th><th>見直し後 完了予定 年　月　日</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：		交付決定額	遅延の理由	当初 完了予定 年　月　日	見直し後 完了予定 年　月　日					番号 年　月　日 文 部 科 学 大 臣 　 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業） 事業遅延報告書 令和　　年　　月　　日付け　文科初第　　号で交付の決定を受けた事業について、予定の期間内に事業の完了ができなくなりましたので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記 <table><tr><th><u>自治体名</u></th><th>交付決定額</th><th>遅延の理由</th><th>当初 完了予定 年　月　日</th><th>見直し後 完了予定 年　月　日</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：		<u>自治体名</u>	交付決定額	遅延の理由	当初 完了予定 年　月　日	見直し後 完了予定 年　月　日																									
交付決定額	遅延の理由	当初 完了予定 年　月　日	見直し後 完了予定 年　月　日																																						
<u>自治体名</u>	交付決定額	遅延の理由	当初 完了予定 年　月　日	見直し後 完了予定 年　月　日																																					

改正後（赤字部分は改正部分）		改正前								
(別記様式 8－3 事業遅延報告書) 番 号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G Aスクール構想支援体制整備事業） 事業遅延報告書 令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた事業について、予定の期間内に事業の完了ができなくなりましたので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文科科学大臣決定）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記 <table><tr><th>交付決定額</th><th>遅延の理由</th><th>当初 完了予定 年 月 日</th><th>見直し後 完了予定 年 月 日</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：		交付決定額	遅延の理由	当初 完了予定 年 月 日	見直し後 完了予定 年 月 日					
交付決定額	遅延の理由	当初 完了予定 年 月 日	見直し後 完了予定 年 月 日							

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前																																																																																														
(別記様式 9－1　状況報告書)	(別記様式 9－1　状況報告書)																																																																																														
番号 年　月　日 文　部　科　学　大　臣　　殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（<u>GIGAスクール運営支援センター整備事業等</u>） 状況報告書 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（４文科初第１６９１号令和４年１２月１２日 文部科学大臣決定）第<u>11</u>条第１項の規定に基づき、下記のとおり補助事業の状況を報告します。 記 <table><tr><td>連携自治体数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">連携自治体名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>実施済業務</td><td colspan="6"></td></tr><tr><td>実施予定業務</td><td colspan="6"></td></tr><tr><td>事業所箇所数</td><td></td><td colspan="5"></td></tr></table> (注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	連携自治体数							連携自治体名																			実施済業務							実施予定業務							事業所箇所数							番号 年　月　日 文　部　科　学　大　臣　　殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業除く）状況報告書 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（４文科初第１６９１号令和４年１２月１２日 文部科学大臣決定）第11条第１項の規定に基づき、下記のとおり補助事業の状況を報告します。 記 <table><tr><td>連携自治体数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">連携自治体名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>実施済業務</td><td colspan="6"></td></tr><tr><td>実施予定業務</td><td colspan="6"></td></tr><tr><td>事業所箇所数</td><td></td><td colspan="5"></td></tr></table> (注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	連携自治体数							連携自治体名																			実施済業務							実施予定業務							事業所箇所数						
連携自治体数																																																																																															
連携自治体名																																																																																															
実施済業務																																																																																															
実施予定業務																																																																																															
事業所箇所数																																																																																															
連携自治体数																																																																																															
連携自治体名																																																																																															
実施済業務																																																																																															
実施予定業務																																																																																															
事業所箇所数																																																																																															

改正後（赤字部分は改正部分）		改正前																																															
(別記様式 9－2 状況報告書) (略)		(別記様式 9－2 状況報告書) (略)																																															
番号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業）状況報告書 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日 文部科学大臣決定）第 <u>11</u> 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助事業の状況を報告します。 記 <table><tr><td>実施済業務</td><td></td></tr><tr><td>実施予定業務</td><td></td></tr></table> (注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：		実施済業務		実施予定業務		番号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業）状況報告書 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日 文部科学大臣決定）第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助事業の状況を報告します。 記 <table><tr><td><u>連携自治体数</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>連携自治体名</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>実施済業務</td><td colspan="6"></td></tr><tr><td>実施予定業務</td><td colspan="6"></td></tr><tr><td><u>事業所箇所数</u></td><td></td><td colspan="5"></td></tr></table> (注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：		<u>連携自治体数</u>							<u>連携自治体名</u>														実施済業務							実施予定業務							<u>事業所箇所数</u>						
実施済業務																																																	
実施予定業務																																																	
<u>連携自治体数</u>																																																	
<u>連携自治体名</u>																																																	
実施済業務																																																	
実施予定業務																																																	
<u>事業所箇所数</u>																																																	

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前				
(別記様式 9－3 状況報告書) 番号 年月日 文 部 科 学 大 臣 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール構想支援体制整備事業）状況報告書 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日 文部科学大臣決定）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助事業の状況を報告します。 記 <table><tbody><tr><td>実施済業務</td><td></td></tr><tr><td>実施予定業務</td><td></td></tr></tbody></table> (注)その他、大臣からの依頼に対し、必要書類を作成し送付すること。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	実施済業務		実施予定業務		
実施済業務					
実施予定業務					

改正後（赤字部分は改正部分）		改正前	
(別記様式10-1 事業完了実績報告書)		(別記様式10-1 事業完了実績報告書)	
番号 年月日 文部科学大臣 又は 都道府県教育委員会 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール運営支援センター整備事業等） 事業完了実績報告書 令和 年 月 日付け 文科初第 号において公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第13条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。 記 1 交付決定額 （内訳）GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 2 確定額 （内訳）GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 （交付決定額のうち、不用額 （内訳）GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：		番号 年月日 文部科学大臣 又は 都道府県教育委員会 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業除く）事業完了実績報告書 令和 年 月 日付け 文科初第 号において公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第13条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。 記 1 交付決定額 （内訳）GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 2 確定額 （内訳）GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 （交付決定額のうち、不用額 （内訳）GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	

改正後（赤字部分は改正部分）		改正前																					
(別記様式10-2 事業完了実績報告書) (略)		(別記様式10-2 事業完了実績報告書) (略)																					
(別記様式10-3 事業完了実績報告書)																							
番号 年月日 文部科学大臣又は 都道府県教育委員会 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール構想支援体制整備事業） 事業完了実績報告書 令和 年 月 日付け 文科初第 号において公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文科科学大臣決定）第13条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。 記 1 確定額 千円 2 内訳 (単位：千円) <table><thead><tr><th>事業名</th><th>交付決定額</th><th>確定額</th><th>不用額</th></tr></thead><tbody><tr><td>GIGAスクール構想支援体制整備事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>① 学校の通信ネットワーク速度の改善</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>② 次世代校務DX環境の全国的な整備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>③ 学校DXのための基盤構築</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：		事業名	交付決定額	確定額	不用額	GIGAスクール構想支援体制整備事業				① 学校の通信ネットワーク速度の改善				② 次世代校務DX環境の全国的な整備				③ 学校DXのための基盤構築					
事業名	交付決定額	確定額	不用額																				
GIGAスクール構想支援体制整備事業																							
① 学校の通信ネットワーク速度の改善																							
② 次世代校務DX環境の全国的な整備																							
③ 学校DXのための基盤構築																							

改正後（赤字部分は改正部分）		改正前	
(別記様式 1 1 - 1 年度終了実績報告書)		(別記様式 1 1 - 1 年度終了実績報告書)	
番号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 又 は 都道府県教育委員会 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（<u>GIGAスクール運営支援センター整備事業等</u>） 年度終了実績報告書 令和 年 月 日付け 文科初第 号において公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：		番号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 又 は 都道府県教育委員会 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業除く）年度終了実績報告書 令和 年 月 日付け 文科初第 号において公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	

改正後（赤字部分は改正部分）		改正前
(別記様式 1 1－2 年度終了実績報告書 略)		(別記様式 1 1－2 年度終了実績報告書 略)
(別記様式 1 1－3 年度終了実績報告書)		
番号 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 又 は 都道府県教育委員会 殿 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G A スクール構想支援体制整備事業） 年度終了実績報告書 令和 年 月 日付け 文科初第 号において公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付決定を受けた事業の実績について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：		

改正後（赤字部分は改正部分）		改正前	
(別記様式 1 2 - 1 交付額確定通知書)		(別記様式 1 2 - 1 交付額確定通知書)	
番号 年 月 日 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿 文 部 科 学 大 臣 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（<u>GIGAスクール運営支援センター整備事業等</u>） 交付額確定通知書 令和 年 月 日付け 文科初第 号により交付決定された公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付対象事業に係る交付額について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、<u>金 千円</u>に確定したので通知します。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：		番号 年 月 日 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿 文 部 科 学 大 臣 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業除く）交付額確定通知書 令和 年 月 日付け 文科初第 号により交付決定された公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付対象事業に係る交付額について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、<u>金 千円</u>に確定したので通知します。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	

改正後（赤字部分は改正部分）		改正前
（別記様式 1 2－2 交付額確定通知書）（略）		（別記様式 1 2－2 交付額確定通知書）（略）
（別記様式 1 2－3 交付額確定通知書）		
番号 年 月 日 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿 文 部 科 学 大 臣 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G A スクール構想支援体制整備事業） 交付額確定通知書 令和 年 月 日付け 文科初第 号により交付決定された公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付対象事業に係る交付額について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、金 千円に確定したので通知します。 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：		

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前
(別記様式13-1 交付決定取消（変更）通知書)	(別記様式13-1 交付決定取消（変更）通知書)
番号 年 月 日 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿 文 部 科 学 大 臣 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（<u>GIGAスクール運営支援センター整備事業等</u>） 交付決定取消（変更）通知書 令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定を取り消す（変更する）こととしたので、同条第2項の規定により通知します。 記 1 取消（変更）金額 千円 (内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 取消（変更）後の金額 千円 (内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 取消（変更）前の金額 千円 (内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 2 交付決定取消（変更）の理由 担当課: 担当者: 電話番号: メールアドレス:	番号 年 月 日 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿 文 部 科 学 大 臣 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（都道府県事務事業除く）交付決定取消（変更）通知書 令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4文科初第1691号令和4年12月12日文部科学大臣決定）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定を取り消す（変更する）こととしたので、同条第2項の規定により通知します。 記 1 取消（変更）金額 千円 (内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 取消（変更）後の金額 千円 (内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 取消（変更）前の金額 千円 (内訳)GIGAスクール運営支援センター整備事業 千円 ネットワークアセスメント実施促進事業 千円 2 交付決定取消（変更）の理由 担当課: 担当者: 電話番号: メールアドレス:

改正後（赤字部分は改正部分）	改正前																							
(別記様式 1 3 - 2 交付決定取消（変更）通知書）（略）	(別記様式 1 3 - 2 交付決定取消（変更）通知書）（略）																							
(別記様式 1 3 - 3 交付決定取消（変更）通知書）																								
番 号 年 月 日 地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿 文 部 科 学 大 臣 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G Aスクール構想支援体制整備事業） 交付決定取消（変更）通知書 令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金について、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱（4 文科初第 1 6 9 1 号令和 4 年 1 2 月 1 2 日文部科学大臣決定）第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定を取り消す（変更する）こととしたので、同条第 2 項の規定により通知します。 記 1 取消（変更後）金額 千円 2 内訳 (単位:千円) <table><thead><tr><th rowspan="2">事業名</th><th>取消（変更前）</th><th>取消（変更後）</th><th>取消（変更）</th></tr><tr><th>金額</th><th>後金額</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>G I G Aスクール構想支援体制整備事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>① 学校の通信ネットワーク速度の改善</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>② 次世代校務D X環境の全国的な整備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>③ 学校D Xのための基盤構築</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 3 交付決定取消（変更）の理由 担当課： 担当者： 電話番号： メールアドレス：	事業名	取消（変更前）	取消（変更後）	取消（変更）	金額	後金額	金額	G I G Aスクール構想支援体制整備事業				① 学校の通信ネットワーク速度の改善				② 次世代校務D X環境の全国的な整備				③ 学校D Xのための基盤構築				
事業名		取消（変更前）	取消（変更後）	取消（変更）																				
	金額	後金額	金額																					
G I G Aスクール構想支援体制整備事業																								
① 学校の通信ネットワーク速度の改善																								
② 次世代校務D X環境の全国的な整備																								
③ 学校D Xのための基盤構築																								

改正後（赤字部分は改正部分）												改正前														
(別記様式 1 4)												(別記様式 1 4)														
年度公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金調書												年度公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金調書														
年度 文部科学省所管一般会計												年度 文部科学省所管一般会計														
(地方公共団体名)												(地方公共団体名)														
国			地 方 公 共 団 体								備 考	国			地 方 公 共 団 体								備 考			
歳出予算 科目	交付 決定 の額	補助率	歳 入			歳 出						歳出予算 科目	交付 決定 の額	補助率	歳 入			歳 出								
			科目	予算現額	収入 済額	科目	予算現額	うち国庫補助 金相当額	支出 済額	うち国庫補助 金相当額					科目	予算現額	収入 済額	科目	予算現額	うち国庫補助 金相当額	支出 済額	うち国庫補助 金相当額				
(項) 初等中等 教育振興 費												(項) 初等中等 教育振興 費														
(目) 公立学校 情報機器 活用支援 体制整備 費補助金 調書												(目) 公立学校 情報機器 活用支援 体制整備 費補助金 調書														
<内訳> GIGAスク ール運営 支援セン ター整備 事業												<内訳> GIGAスク ール運営 支援セン ター整備 事業														
ネットワー クアセスメ ント実施促 進事業												ネットワー クアセスメ ント実施促 進事業														
												(注) 1 「歳入科目」及び「歳出科目」の欄は、地方公共団体の予算書及び決算書における当該補助金の計上科目を記入すること。 2 当該補助金に係る「額の確定」を受けたときは、備考欄に確定額を記入すること。														

